

令和3年度 就労支援部会について

オールしずおかベストコミュニティ部会規定に基づき、就労支援部会を次のように設置する。

1. 目的

当法人の理念達成のため企業と福祉をつなぎ、障害のある人が自立を目指して働くことに喜びを感じ、社会の中で役割を発揮できるように就労の在り方やその実務を検討し、理事会に提言する。

2. 構成

部会は、オールしずおかベストコミュニティの会員及び協力会員（以下「会員等」とする。）の中で、部会への参加を希望する会員等から構成するものとし、部会に次の役員を置く。

担当理事を1名置く。

部会長を1名置く。

委員は、数名を置く。

3. 開催

部会は、5回程度開催することとし、必要に応じて部会長が臨時に招集することができる。

7月、8月、10月、12月、2月を開催予定とする。

4. 役割

- ① 理事会の方針案の審議、就労の在り方等の提言・提案を行う。
- ② 静岡県委託事業の進捗状況を検証し、支援の在り方等の助言を行う。
(アドバイザーボードの役目をする)
- ③ ①・②の活動は、事務局スタッフと協働して事業推進にあたる。
- ④ 部会長は、部会経過を適宜理事会に報告し、また年度末の理事会にその成果を報告する。

5. その他

- ① 担当理事は、法人の理念並びにミッションとの整合性のとれた部会運営に努める。
- ② 事務局職員は、部会が円滑に運営されるよう支援する。
- ③ 委員の交通費は、公共交通機関の実費補填とする。